

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年10月20日まで縦覧に供する。

平成22年8月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成22年8月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人純愛の聖地庵治・瀬戸内振興会

打越 謙司

高松市庵治町5824番地4

3 定款に記載された目的

この法人は、高松市庵治町及びその周辺地域における観光事業の推進を図る為、特色ある歴史と文化を大切にされた地域社会を創造し、産業と経済の発展や特産品の開発などで活力ある町づくりに寄与することを目的とする。